

写真撮影上の留意点

- 1 高松市内にある事務所（本社・本店も事務所の一つとして扱います。）で契約締結の当事者となるものについて必要です。
- 2 該当する事務所（高松市内のみ）が複数ある場合は、その事務所の数だけ作成してください。
- 3 事務所に契約締結権限を委任するため、本社・本店が直接契約しない場合には、本社・本店の写真撮影する必要はありません。
- 4 写真撮影の例

区分	申請者（入札参加資格審査申請者の本社・本店）	契約締結を行う事務所（申請しようとする事務所）	事務所の所在地	申請する業種	事務所写真の要・不要	撮影すべき者
市内企業	(株)Aコンサルタント	本社	高松市	測量、土木、地質	要	代表者
	(株)C計画	本社	高松市	地質、補償	要	代表者
		大阪営業所	大阪市	建築	不要	—
	D設計（個人）	本店	高松市	土木	要	代表者
準市内企業	(株)E調査	本社	松山市	測量、建築、土木	不要	—
	(株)G調査設計	本社	大阪市	測量、補償	不要	—
		高松支店	高松市	土木	要	支店長